給与所得者の年末調整



- •岐阜南税務署 四271-7111
- ・税務課(内線116・117)

給与所得者の所得税は、毎月の給与やボーナスから源泉徴収されていますが、1年間の給与総額に対する所得税額と毎月の給与などから源泉徴収された所得税の合計額は、必ずしも一致しません。これは、結婚や出産などにより年の中途で扶養親族の数が変わる場合や、生命保険料控除や損害保険料控除などのように、年末に一度に控除することとなっている所得控除があるからです。

そこで、その年最後の給与などが支払われる際に、所得税の 過不足額の精算が行われます。これを「年末調整」といいます。 大部分の給与所得者は、年末調整によりその年の所得税の納税 を完了することになりますので、「年末調整」は給与所得者に とって、確定申告に代わる大切な手続きであるといえます。



給与所得の金額の計算について

給与所得の金額は、給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いて算出します。

給与所得者の場合は、勤務に伴う必要経費などの概算控除として、給与所得控除額が給与の年収額に応じて定められています。

《給与所得控除額》

年 収	控 除 額
162万5,000円以下	65万円
162万5,000 円超~180万円以下	年収× 40%
180万円超~ 360万円以下	年収×30%+ 18万円
360万円超~ 660万円以下	年収×20%+ 54 万円
660万円超~ 1,000万円以下	年収×10%+120万円
1,000万円超	年収×5%+170万円

確定申告をしなければならない場合

1年間の給与収入が2,000万円を超えるかたや、給与所得や退職所得以外の所得金額(収入金額・必要経費)の合計額が20万円を超えるかたなどは確定申告が必要です。

確定申告をすると所得税が還付される場合

確定申告をする必要のないかたでも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得 税が還付されることがあります。

> マイホームを住宅ローンなどで取得した場合 多額の医療費を支払った場合 災害や盗難にあった場合 年の中途で退職し、再就職していない場合 給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受ける場合